

特記仕様書

総則

1 適用範囲及び一般事項

本委託は、この仕様書に規定されているもののほか、東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」(以下、「標準仕様書」という。)によるものとする。

2 個人情報の取扱い

この委託における個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法律」という。)の趣旨に則り、業務の処理のために委託者から提供された個人情報(法律第2条に規定する個人情報をいう。)並びに業務の処理の過程で取得した個人情報及び知り得た個人の秘密を保護するため、契約書約款の規定を遵守しなければならない。

3 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関して、受託者は、荒川区電子情報システムに係る情報セキュリティ対策基準、及び荒川区電子情報システム管理運営規程と同様の水準での情報セキュリティを確保しなければならない。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより荒川区が被害を被った場合には、荒川区は受託者に損害賠償を請求することができる。荒川区が請求する損害賠償額は、荒川区が実際に被った損害額とする。

4 再委託

(1)受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2)この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(3)本委託業務の再委託先である協力会社は、荒川区の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

5 設計業務計画

受託者は、契約締結後15日以内に設計業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

また、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

設計業務計画書の記載事項は、以下のとおりとする。

ア 委託概要

イ 設計業務体制

ウ 設計工程表

- (ア) 設計に先立ち、作業実施に必要な工程表（以下、「設計工程表」という。）を作成し、区担当者の確認を受ける。
- (イ) 設計工程表に著しい変更が生じた場合は、変更設計工程表を作成し、区担当者の確認を受ける。
- (ウ) 作業は、設計工程表に従い遅延の無いよう確実にを行う。
- (エ) 設計作業の進捗が、主要な作業段階の区切りや区担当者と協議して定めた工程に達したときは、区担当者の確認を受けて次の作業に移行する。

エ その他、区担当者の指示する事項

6 設計基本条件等の整理

受託者は、業務の着手にあたり、貸与資料や適用基準等により設定する設計基本条件、現地踏査や資料収集による調査対象項目等を整理すること。

なお、電子計算機によって設計積算を行う際の入力条件や出力表示等については、明瞭に整理し、監督員の確認を受けること。

7 測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）の登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に監督員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

8 関係法令及び条例の遵守

受託者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

9 使用する図書等

受託者は、設計業務等の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

なお、使用する図書にあたっては、事前に監督員の確認を受けなければならない。

10 照査の徹底（赤黄チェック）

(1)受託者は、成果物を取りまとめるにあたって、設計基本条件、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計基本条件 - 設計計算書間、設計計算書 - 設計図間、設計図 - 数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を実施する。

(2)赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

なお、受託者は、監督員へ赤黄チェックの資料を提示した際には、打合せ記録簿にその旨を記載すること。

(3)受託者は、成果物納入時及び検査時に、赤黄チェックの根拠となる資料（打合せ記録簿）を、委託者に提出するものとする。

11 成果品の訂正

受託者は、委託完了後であっても、誤設計、不備等の訂正を要する場合は、受託者の負担と責任において速やかに成果品の訂正をしなければならない。

委託内容

1 業務目的

荒川遊園は、A・B・C・D地区から構成され、A地区は遊園地エリア、B地区は子どもプールエリア、C地区は地下駐車場、児童広場、スポーツハウス等の運動施設エリアとなっており、それぞれの役割・特色を備えている。

D地区の整備については、自然環境体験が可能なエリア、多目的広場の設置等を行うことにより、各地区の魅力を総合的に向上させ、子育て支援の拠点施設として一層の充実を図る計画としている。

本委託は、荒川遊園D地区の公園基本設計及び実施設計を行うことを目的とする。

2 件名

荒川遊園D地区公園整備基本設計及び実施設計業務委託

3 履行場所

荒川区指定場所（荒川区西尾久六丁目9番地内）

別紙「案内図」のとおり

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年8月まで

ただし、令和8年度予算要望のため令和7年7月末日までに、特記仕様書、設計図、設計内訳書（RIBCデータ含む）、数量計算書、単価算定資料、参考見積及び集計書、その他積算内容を確認する上で必要な資料を区に提出すること。

5 旅費交通費

本業務の打合せ等に係る旅費交通費の算定にあたっては、直接人件費の0.6%を計上している。

6 主任技術者

(1)標準仕様書1.1.7の5に定める主任技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たすものであり、日本語に堪能でなければならない。

1)技術士(総合技術監理部門-建設)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

2)技術士(建設部門-都市及び地方計画部門)の資格を有し、技術士法による登録を受けている者。

3)RCCM(造園部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(2)主任技術者は、代理人を兼ねることができる。

7 主任設計者

主任設計者は、建築士法第3条に定める資格を有し、設計マネジメントを適切に実施でき

る知識と経験を備えた者とする。

また、公共施設設計、環境対策、RIBC作成業務等の設計作業に精通した者とする。

主任設計者は、設計作業開始前に作業方法など必要な事項について、区担当者と協議し、進ちょく状況を随時区担当者に報告する。

8 照査技術者及び照査の実施

(1)本委託業務の履行にあたっては、別途定める「詳細設計照査要領」を運用することとし、標準仕様書記載の「照査技術者及び照査の実施」に基づき、技術者の配置、照査の実施等の適正化を図ること。

(2)標準仕様書 1 . 1 . 8 の 2 に定める照査技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たすものとする。

1)技術士(総合技術監理部門 - 建設)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

2)技術士(建設部門 - 都市及び地方計画部門)の資格を有し、技術士法による登録を受けている者。

(3)照査技術者は、主任技術者及び主任設計者を兼ねることができない。

9 設計条件

(1)対象面積：0 . 3 5 ha

(2)地形：敷地の高低差が0 m以上1 0 m未満

(3)作業難易度：「設計・デザイン等が複雑な場合」に類似するものの、検討範囲や内容がこれより緩やかな場合

(4)改修設計：工作物や植栽の見直し程度の公園の改修

(5)建物主要用途

事務所・集会場(建築基準法上の用途)

(6)建物概要(想定)

構造・階数：木造 地上2階建て

延床面積：概ね 1 5 0 m²

(7)地域指定等

第一種住居地域、準防火地域 第三種高度地区

東京都建築安全条例第7条の3による防火規制区域

建ぺい率80% 容積率300% 敷地面積の最低限度60m²以上

日影規制：5時間 - 3時間 測定面 6 . 5 m

都市計画公園区域内(荒川公園)

(8)その他(関係法令等)

建築基準法、都市計画法、都市公園法、河川法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、土壤汚染対策法、環境基本法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、児童福祉法、児童福祉施設最低基準、学校環境衛生の基準、健康増進法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の

促進に関する法律、建築物バリアフリー条例、東京都福祉のまちづくり条例、東京都安全条例、東京都火災予防条例、シックハウス対策に係る国土交通省告示、エネルギー使用の合理化等に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、東京都環境確保条例、荒川区みどりの保護育成条例、荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例、荒川区景観条例、荒川区立公園条例、荒川区市街地整備指導要綱、荒川区公共施設環境配慮指針、保育所設置認可等事務取扱要綱(参考)、その他関係法令、規則、基準等

(9)成果品分割：分割しない

10 業務内容（公園基本設計）

標準仕様書 14.4.1 を以下のとおり読み替えるものとする。

(1) 与条件の把握と細部検討

受託者は、設計に関わる与条件及び各種調査結果を把握し、施設、植栽等の設計に用いる基準等を監督員に確認し、必要な現地踏査を行い、計画の細部について下記の事項の検討するものとする。

- 1) 与条件や基本計画の把握と整理
- 2) 各種設計条件の整理と確認
- 3) 各種設計基準の抽出と適用の確認
- 4) 現地詳細調査（設計対象地とその周囲）
（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など）

(2) 施設等の検討及び設定

受託者は、与条件の細部検討に基づき、個々の施設、植栽等について位置規模、規格、意匠、維持管理等及び以下の事項を検討し、その概略構造等を提案するものとする。

- 1) 基本計画の内容と整合性の確認
- 2) 敷地・施設容量からみた利用者数の設定
- 3) 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針
- 4) 造成基本方針
- 5) 植栽基本方針
- 6) 供給処理設備基本方針
- 7) 整備水準
- 8) 維持管理基本方針

(3) 基本設計図の作成

受託者は、設定された施設等の位置、規模及び規格等を基本設計図としてまとめるものとする。

- 1) 基本設計図は原則として、一般平面図、造成計画図、施設計画図、植栽計画平面図、割付図、供給処理設備計画平面図、主要断面図、主要施設及び主要構造物の概略構造図、その他から構成するものとし、監督員の承諾により一部を他の平面図にとりまとめることができる。

- 2) 主要施設及び監督員の指示する施設について概略構造図を作成するものとする。
- 3) 地形等により断面構造や規模設定に詳細な検討が必要な構造物については、求められる機能や規模の概略を図面等にとりまとめ、設定された施設等の位置、規模及び規格等を基本設計に反映させる。

(4) 概算工事費の算出

受託者は、標準仕様書 2.1.1.2 設計業務の成果(5)に基づき、社会標準単価に基づいた概算工事費を算出するものとする。

(5) 基本設計説明書の作成

受託者は、基本設計の方針・内容、及びその検討過程について基本設計説明書としてまとめるものとする。

(6) パース等の作成

受託者は、必要に応じ基本設計図に基づき、全体及び主要な部分について、パース及びスケッチ図を作成するものとする。

(7) 照査

照査技術者は、標準仕様書 1.1.8 照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出するものとする。

- 1) 与条件の細部検討に際し、現地の状況等、基礎情報を過不足なく収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 3) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(8) 報告書作成

受託者は、業務の成果として、標準仕様書 2.1.1.2 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

11 業務内容(公園実施設計)

標準仕様書 1.4.5.1 を以下のとおり読み替えるものとする。

(1) 与条件の確認及び調査

受託者は、提示された計画の内容、整備方針等の資料及び監督員の説明により業務内容を十分把握するとともに、下記事項について検討するものとする。

- 1) 与条件や基本設計の把握と整理
- 2) 適用設計条件や設計基準の確認
- 3) 関連機関との調整内容の確認
- 4) 現地細部確認調査(設計対象地中心)

(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など)

なお、測量、地質調査等の現地調査を必要とする場合は、受託者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(2) 実施設計の検討

受託者は、設計対象物について、 施工位置、 細部構造、 形状寸法、 材質、 工法、

施工時期について、安全性、利便性、景観、環境保全、耐久性、経済性、施工性、維持管理性、関係法令、与条件、機能性、市場性、既存施設の保全・撤去、再利用など総合的な観点から検討し設計するとともに、基本設計成果品がある場合、内容の整合性を確認するものとする。

(3)実施設計図の検討

受託者は、工事に必要な図面を実施設計図としてまとめるものとする。実施設計図は、原則として、一般平面図、割付平面図、造成平面図、施設平面図、植栽平面図、供給処理設備平面図、撤去平面図、各種施設の構造図を作成するものとし、必要に応じて各種詳細図により補足するものとする。

(4)数量計算

受託者は、標準仕様書 2.1.1.2 設計業務の成果(4)に従い、図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算、実施設計の検討に伴う応力や容量の計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(5)概算工事費の算出

受託者は、標準仕様書 2.1.1.2 設計業務の成果(5)概算工事費に従い実施設計図及び数量計算に基づき、工種別の概算工事費を算出し、取りまとめたうえで提出するものとする。また、受託者は、積算の明細根拠を必ず明らかにするものとする。これと合わせ、受託者は工事の実施に要する期間を算定するものとする。

(6)照査

照査技術者は、標準仕様書 1.1.8 照査技術者及び照査の実施に基づき下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出するものとする。

- 1)設計に際し、現地の状況等、基礎情報を過不足なく収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2)設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 3)施設、植栽、埋設物の位置、規模、規格の整合性に着目して照査を行う。
- 4)設計内容と、関連工事事業者・周辺住民との協議調整事項との整合性に着目して照査を行う。
- 5)設計計算、設計図、工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(7)報告書作成

受託者は、業務の成果として、標準仕様書 2.1.1.2 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。また、受託者は、工事を実施するに当たり、図面を補完するため、必要な事項を工事仕様書としてまとめるものとする。

12 業務内容(建築基本設計)

(1)目的

設計条件に基づく各種条件の技術的検討を行い、実施設計に向けた基本設計書の作成を行う。

(2)作業範囲

基本設計に必要な調査、提案及び資料作成を行う。

これを基に、区担当者との綿密な打合せを行い、その指示に従って実施設計の基本となる書類等の作成を行う。

1) 事前協議及び調査等

- ア 基本設計に必要な法令、技術的事項の調査、資料の作成及び打合せ、会議への参画
- イ 建築計画に関する住民説明会の資料作成及び出席
- ウ 各種法令の検索及び制約条件の調査
- エ 施設全体及び管理運営機能の検討
- オ 類似施設の情報収集

2) 設計要素の確立：設計の基本要素を各関係者と協議し確立する。

- ア 設計と条件の整理（与条件整理表の作成）
- イ 工程算定
- ウ 構造計画
- エ 設備計画
- オ 防災計画
- カ 仮設計画
- キ 景観配慮計画（周辺環境との調和等）
- ク 長期修繕計画（維持管理費の算出を含む。）

3) 基本設計書の作成

計画概要、案内図、配置図、内外部仕上表、各階平面図、各立面図、各断面図、日影図、設備計画書、工事区分表、工事工程表、概算工事費調書、提案書等

4) その他資料の作成

透視図、立体図（周辺建物等を含めた鳥かん図）、各種打合せ議事録等

5) 地盤調査

平板載荷試験調査位置：1箇所（位置については、区担当者の指示による）とし、地盤調査報告書を提出する。

6) 工事車両シミュレーション結果に基づく工法選択及び工期算定

7) その他区担当者が必要と認めるもの

(3) 照査

照査技術者は、標準仕様書 1 . 1 . 8 照査技術者及び照査の実施に基づき下記に示す事項を標準として照査を行い、主任設計者に提出するものとする。

- 1) 設計に際し、現地の状況等、基礎情報を過不足なく収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 3) 施設、植栽、埋設物の位置、規模、規格の整合性に着目して照査を行う。
- 4) 設計内容と、関連工事事業者・周辺住民との協議調整事項との整合性に着目して照査を行う。

5)設計計算、設計図、工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

13 業務内容（建築実施設計）

(1)目的

基本設計に基づき、工事実施に必要な設計図書等の作成を行う。

(2)作業範囲

1)設計図書の作成

ア 建築

特記仕様書、意匠設計図、構造設計図、設計内訳書、数量計算書、単価算定資料、構造計算書

イ 給排水衛生設備

特記仕様書、設計図、設計内訳書、数量計算書、単価算定資料

ウ 空調設備

特記仕様書、設計図、設計内訳書、数量計算書、単価算定資料

エ 電気設備

特記仕様書、設計図、設計内訳書、数量計算書、単価算定資料

オ サイン

特記仕様書、設計図、設計内訳書、数量計算書、単価算定資料

カ その他

設備計算書、透視図、平面レイアウト図（説明用）、参考見積書及び集計書、各種打合せ議事録、工事工程表、参考日影図、立体図、長期修繕計画（維持管理費の算出を含む）等

2) 関係官公署等への協議、手続き及び関連する書類の作成

- ・東京都福祉のまちづくり条例適合証取得のための申請書類の作成及び諸手続き
- ・その他関連する協議及び手続き

3) その他区担当者が必要と認めるもの

(3)計画通知等の作成

計画通知等の作成及び手続き（全体計画認定申請書作成、都市計画法第65条許可申請書作成、その他計画通知に必要な手続きを含む）は、関係法令等の定めに基づき、受託者が行うものとする。作成において追加、訂正等の指示のあった場合は速やかに補正し、設計図書に相違の無いよう慎重に訂正する。

(4)内訳書作成

内訳書の作成にあたり、材料、労務費、運搬費など厳密に積算集計し、受託者側の単価により工事費を算出ること。また、工事費の算出は建築コスト管理士及び建築積算士の資格を有する者が行うこと。

内訳書は荒川区の基準及びRIBC2により作成すること。

また、積算金額が目標金額内に納まっているか否かを確認する。

なお、参考見積書の収集にあたっては、原則として3社以上から収集するものとし、掛け率等は区担当者の指示による。

(5)照査

照査技術者は、標準仕様書1.1.8照査技術者及び照査の実施に基づき下記に示す事項を標準として照査を行い、主任設計者に提出するものとする。

- 1)設計に際し、現地の状況等、基礎情報を過不足なく収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2)設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 3)施設、植栽、埋設物の位置、規模、規格の整合性に着目して照査を行う。
- 4)設計内容と、関連工事事業者・周辺住民との協議調整事項との整合性に着目して照査を行う。
- 5)設計計算、設計図、工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

14 成果品

成果品は標準仕様書14.7.1「成果品」によるものとし、また提出する設計図は以下のとおりである。

なお、縮尺や用紙サイズについては、監督員と協議すること。

(1)公園基本設計

- 案内図、図面目録
- 一般平面図
- 造成計画平面図
- 施設計画平面図
- 植栽計画平面図
- 供給処理設備計画平面図
- 主要断面図
- 主要施設及び主要構造物の概略構造図
- パース及びスケッチ図

(2)公園実施設計

- 案内図・図面目録
- 一般平面図
- 割付平面図
- 造成平面図
- 施設平面図
- 植栽平面図
- 供給処理設備平面図（給排水・電気等）
- 撤去平面図
- 造成断面図
- 各種施設の構造図

必要に応じて、拡大平面図、各種系統別平面図、園路縦断面図、排水断面図、図面特記事項を提出すること。

なお、上記にあげた図面は一例であり、提出する図面については、監督員と協議し決めるものとする。

(3) 建築基本設計

- 基本設計書（構造計画・設備計画含む）
- 透視図（外観：5面・主要室内等：5面）
- 立体図（必要な場合）
- 各種打合せ議事録
- 建築計画に関する住民説明会用資料（必要な場合）
- 地番調査結果報告書
- 平面レイアウト図（説明用）
- その他(区担当者が必要と認めるもの)

(4) 建築実施設計

- 特記仕様書及び設計図
- 設計内訳書
- 数量計算書
- 単価算定資料
- 参考見積書・比較表
- 構造計算書
- 設備機器類等算定書・計算書
- 透視図（外観：5面・主要室内等：5面）
- 平面レイアウト図（説明用）
- 各種打合せ議事録
- 関係官公署からの各種書類
- その他(区担当者が必要と認めるもの)

15 成果品の提出

(1) 本業務は電子納品対象業務である。電子納品とは、本設計の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

(2) 成果品は、「紙」による成果品のほかに仕様書に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で記録して1部提出すること。

なお、図面等の電子データは「Jw_cad(ver7.11以降)」で編集・保存等が可能なものとし、建築設計にあたっての内訳書は「RIBC2」とすること。

(3) 紙による成果品の提出部数は監督員と協議すること。

16 資料の貸与

本業務の履行にあたっては、標準仕様書14.4.2「貸与資料」及び14.5.2「貸与

資料」に規定する資料の他、下記の資料を貸与する。

ただし、標準仕様書 14.4.2「貸与資料」及び 14.5.2「貸与資料」に規定する資料のうち、下記の資料は貸与しない。

1)基本計画成果（上位計画なし）

17 打合せ等

(1)打合せの中間回数は、15回とする。

(2)第1回打合せ及び成果品納品時には、原則として主任技術者・主任設計者が立会うこととする。

(3)関係機関等と協議を行う必要がある場合は、必ず事前に監督員と調整すること。

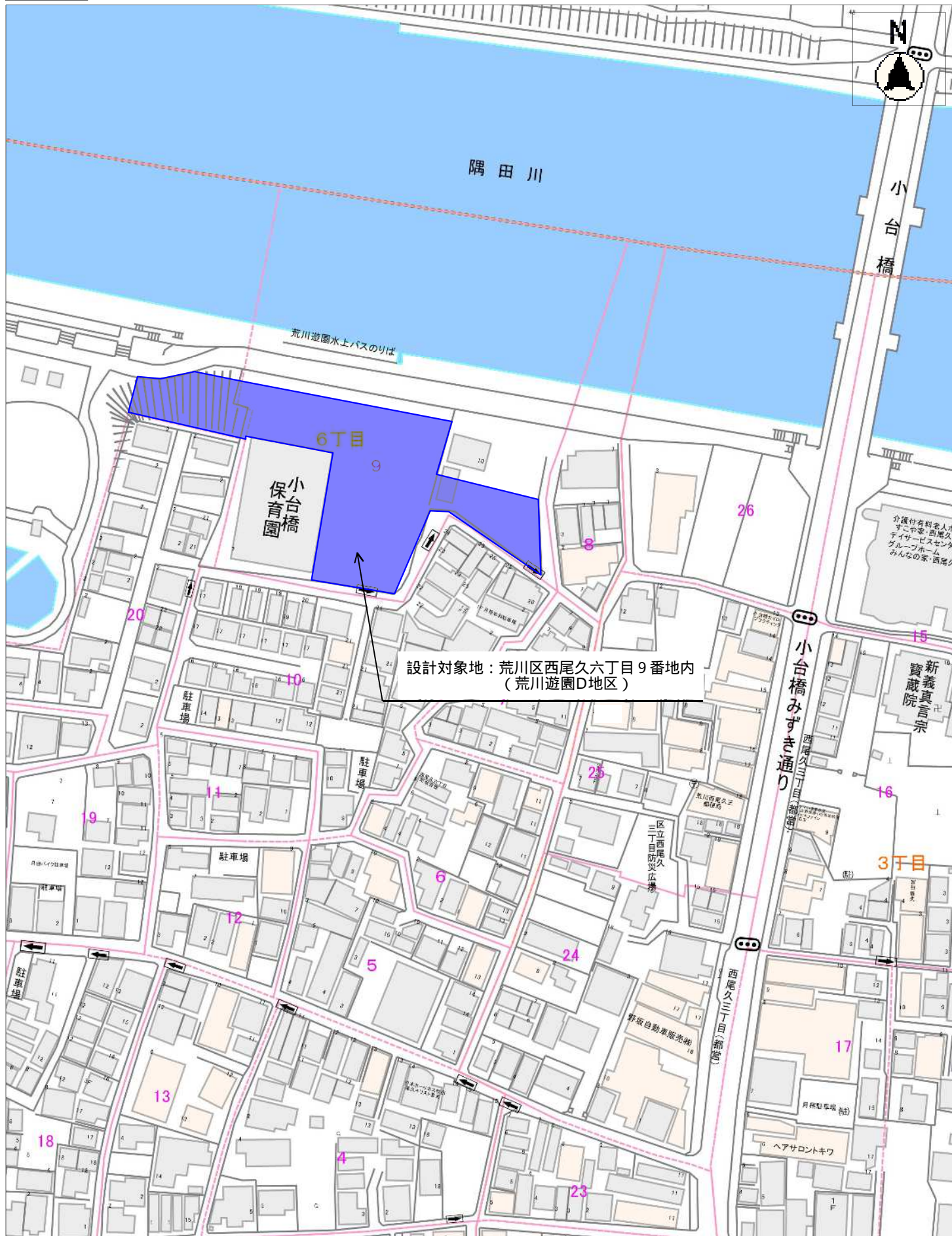
(4)打合せ等の内容について、その都度記録し、監督員の確認を受けること。

18 地元協議等

本業務においては、公園基本設計での「施設等の検討及び設定」が完了した段階で住民説明会の実施を予定している。受託者は、標準仕様書 1.1.15に基づき、住民説明会に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

19 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示によるものとする。



設計対象地：荒川区西尾久六丁目9番地内
(荒川遊園D地区)

縮尺 1 : 1500

